

第 3 回 憲法解釈論入門——立憲主義の基本原則 2

今回は、前回に続き、日本国憲法の三大原理のうち、国民主権主義と平和主義について検討します。

5. 国民主権主義

- ・ 国家の政治のあり方を決定する権力と権威は国民にある。この国民主権主義は、個人主義の帰結であり、個人が幸福を追求するための手段である。
- ・ 主権 (sovereignty) には、国家の統治権、国家の最高独立性、国政の最高決定権という 3 つの意味があるが、国民主権というときの「主権」とは、国政の最高決定権という意味である。

6. 平和主義

- ・ 戦争あるいはその危険性のある状態を回避しなければ、個人が幸福を追求することはできない。
- ・ 9 条 1 項にいう「国際紛争を解決する手段」としての戦争とは、侵略戦争のみを意味するのか、自衛戦争を含めたすべての戦争を含むのか、議論が分かれている。
- ・ 9 条 2 項にいう「前項の目的」とは、9 条 1 項全体の指導精神を指すのか、国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄することを指すのか、議論が分かれている。
- ・ 政府によれば、自衛隊は、9 条 2 項で保持が禁止される「戦力」に至らない自衛のための必要最小限度の実力を保持するものである。
- ・ 自衛権とは、外国からの急迫または現実の違法な侵害に対して、自国を防衛するために必要な一定の実力を行使する権利である。
- ・ 自衛権は、国際慣習法上、独立国家である以上は当然に有する権利である (国際連合憲章 51 条参照)。日本国憲法は自衛権を放棄したものではない (砂川事件最高裁判決 (最大判昭和 34 年 12 月 16 日刑集 13 卷 13 号 3225 頁))。

- ・ 自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を集団的自衛権といい、わが国が、国際法上、これを有していることは当然であるが、憲法上、これを行行使することは許されないとするのが、従来の政府見解であった。
- ・ わが国が武力行使をする要件として、(i) わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、(ii) これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、(iii) 必要最小限度の実力の行使にとどまること、という3要件が必要である（2014年7月1日の閣議決定）。
- ・ 日米安全保障条約（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約）は、わが国への武力攻撃があった場合、日米両国が共同対処を行うこと（5条）や、わが国の安全または極東における国際の平和と安全のため、米軍がわが国における施設・区域の使用を認めること（6条）などを規定する。
- ・ わが国に駐留する米軍は、9条2項で保持が禁止される「戦力」に該当しない（砂川事件最高裁判決）。
- ・ 自衛隊の海外出動に関しては、戦闘・武力行使を任務としている国連軍（国際連合憲章43条）には参加できないが、国際平和協力法（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律）に基づき国際平和維持活動には参加できる。
- ・ 国際平和協力法は、わが国の国際平和協力として、(1) 国際連合平和維持活動への協力、(2) 国際連携平和安全活動への協力、(3) 人道的な国際救援活動への協力、(4) 国際的な選挙監視活動への協力の4つを掲げるとともに、いわゆる参加5原則に従って活動を行うべきことを定めている。

前回と今回は、憲法の総論部分について学びました。講義の復習を兼ねて、教科書の13-15頁を読んでおきましょう。

憲法の学習は一旦中断して、次回と次々回は、私たちにとって身近な実定法の1つである民法のうち、家族法について勉強します。今回は、家族法のうち親族法についてです。

あらかじめ次の問いに対して、自分なりの答えをまとめておきましょう。

- ・ 好きな人と結婚するためには、どうすればよいか。
- ・ 結婚するためには、愛は必要か。金は必要か。
- ・ 妻子のある男性が、より若くてきれいな不倫相手と結婚するために、妻に離婚を要求したが拒絶された。この男が、不倫相手と再婚するために、妻に対して離婚を求める裁判を提起することは許されるか。不倫をしたのが女性である場合には、どうか。